公示番号:170379 国名:エジプト

担当部署:中東·欧州部 中東第一課

案件名:開発計画・政策実施能力強化における知見共有プロジェクト終了時評価調査

(評価分析)

# 1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析

(2)格付:3号~4号

(3)業務の種類:調査団参団

# 2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2017年7月中旬から2017年9月下旬まで

(2) 業務M/M:国内 0.75M/M、現地 0.50M/M、合計 1.25M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

12日 15日 3日

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3)提出期限:6月28日(12時まで)

(4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@iica.go.ip)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ

ル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 7 月 11 日 (火) までに個別に通知します。

# 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	ガバナンス分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	エジプト/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

#### (1)参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2)必要予防接種:なし

# 6. 業務の背景

エジプトでは、これまで各省庁から上げられる5カ年の国家の主要プロジェクトに対する投資計画を取り纏めたものを「5カ年計画」と称し、直近の第6次計画(2006年7月~2011年12月)まで策定を行ってきた。しかしながら、2011年に起きた革命後のエジプトでは、悪化する経済状況、市民社会の意識の高まりを背景に、各省の要望をそのまま計画に反映するのではなく、より民意を反映した形で新しい国家・社会のビジョンを示し、その実現のためにより戦略的で透明性のある開発計画を策定・実施していくことが課題となっていた。

このような状況の下、2011 年 3 月、エジプト政府は我が国に対し新たな国家開発計画策定の支援を要請し、JICA による約 1 年半に渡る専門家派遣を通じた開発計画策定のための協力が実施された。その結果、2012 年 6 月に、計画・国際協力省(Ministry of Planning and International Cooperation。以下「MOPIC」という。)は、革命後の国家開発の展望及び戦略を示した「2022 年までの経済及び社会開発計画のための戦略的フレームワーク」を初めて策定した。

MOPIC は、同フレームワークに基づいた公共事業投資計画を策定・実施していく計画であったが、MOPIC はこれまで、セクター各省庁や地方政府から提出された新規要望の事業リストを取り纏めることで、セクターや地域毎の予算配賦額を決定するボトムアップ式による毎年の投資計画を策定してきており、国の開発政策を基礎として予算配賦計画を作成した経験がなかったため、右を行う上での体制は整備されておらず実行に移すためのノウハウが不足している状況であった。MOPIC が取り扱う公共事業予算は、国家財政の約 15%を占め、MOPIC 内の体制整備、人材育成を行い、同予算をより戦略的かつ計画的に執行していく制度の必要性が、昨今の財政赤字の拡大や経済情勢の悪化とも相まって一層増していた。

このような取組みを強化するため、2012 年 10 月、エジプト政府は我が国に対し、開発実行計画の策定・実施のために必要な計画委員会を始めとする体制の整備及び人材育成を図ることを目的とし、技術協力プロジェクト「開発計画・政策実施能力強化における知見共有プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)を要請し、JICAは、2013 年 3 月の詳細計画策定調査実施を経て、2013 年 4 月に本プロジェクトに関する協議議事録(R/D)を締結した。

本プロジェクトの技術協力内容について、2014年に決定する新大統領や新内閣の国家開発計画に対する考え方等を調査した上で、必要に応じて本案件による技術協力内容の見直しを行うことが求められたことから、本プロジェクトでは協力期間を2期に分け、2014年10月から2015年3月までの詳細計画策定フェーズ(以下、「第1期」という。)で詳細計画策定を行った上で、2015年4月から2017年9月までの本

格活動実施フェーズ(以下、「第2期」という。)で本格活動を実施する計画となった。その後、2014年6月の新大統領就任、新内閣発足を契機に、同年10月より本プロジェクトを開始し、1年間の第1期活動において情報収集及び協力内容を取りまとめ、2015年9月に、第2期に向けたPO及びPDMを含む活動の枠組みを合意するに至った。なお、2014年6月の新内閣発足時、MOPICから国際協力省が分離され、その後国家行政省と統合され、現在の実施機関は計画・監督・行政改革省(Ministry of Planning, Monitoring & Administrative Reform。以下、「MOPMAR」という。)に変更となっている。

また、2016年2月、2030年に向けたエジプト政府の総合計画である「Sustainable Development Strategy: Egypt's Vision 2030」(以下、「SDS2030」という。)が策定され、MOPMARより SDS2030で定められた10のPillar毎に「Execution Plan」(開発実行計画。以下、「EP」という。)を策定する方針が発表された。本プロジェクトは、関係省庁の連携に基づいた中期的な計画策定のモデルケースを構築すべく、2016年8月より、MOPMARに加えて高等教育省及び教育省を対象とし、勉強会の実施等を通じてPillar7「Education&Training」に関するEP策定の支援も行っている。

今回実施する終了時評価調査は、本プロジェクト第 1 期及び第 2 期を対象とし、2017 年 9 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

#### 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

先方事情により、本調査における現地調査期間は約2週間に限定されているため、通常の評価調査のスケジュールと異なり、国内準備期間において可能な限りの情報収集・整理やプロジェクト専門家からのヒアリングを完了し、評価報告書(案)(英文)のドラフトを事前に作成の上、現地調査に臨む必要がある。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年7月中旬~8月中旬)
  - ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、 専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、 活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分 析する。
  - ②上記①の分析結果に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
  - ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他エジプト側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
  - ④プロジェクト関係者より可能な限り質問票を回収・整理すると共に、プロジェ

クト専門家よりヒアリングを行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ⑤収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出す る。
- ⑥上記①~⑤で収集した情報、データを分析し、評価報告書(案)(英文)のドラフトを作成する。
- ⑦対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間(2017年8月中旬~9月上旬)
  - ①JICA エジプト事務所等との打合せに参加する。
  - ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
  - ③エジプト側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、国内準備期間中に未回収であった質問票を回収、整理するとともに、エジプト側プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する追加的な情報、データの収集、整理を行う。
  - ④追加的に収集した情報を含め、国内準備並びに上記③で得られたデータを分析 し、国内作業にて抽出したプロジェクト実績の貢献、阻害要因を再検討する。
  - ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びエジプト側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
  - ⑥評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
  - ⑦協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
  - ⑧現地調査結果の JICA エジプト事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間(2017年9月上旬~9月中旬)
  - ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
  - ②帰国報告会に出席する。
  - ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

#### 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(3)のすべてとする。

- (1)評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)~(3)については、電子データをもって提出することとする。

### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<u>http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</u>) を参照

願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒ドバイ⇒カイロ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

# 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月18日~2017年9月1日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア)総括(JICA)
- イ)協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)
- ③便宜供与内容

JICAエジプト事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ)通訳傭上

英語⇔アラビア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ)執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

### (2)参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA中東·欧州部中東第一課(TEL:03-5226-6849) にて配布します。
  - PO (最新版)
  - PDM (最新版)
  - ・「エジプト・アラブ共和国 開発計画・政策実施能力強化における知見共有 プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(抜粋版)
  - ・「エジプト・アラブ共和国 開発計画・政策実施能力強化における知見共有

### プロジェクト業務進捗報告書(第2期)」(抜粋版)

# (3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②本業務従事者の語学能力として、アラビア語によるコミュニケーションが可能 であるとより望ましいです。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf</a>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上